の電気工作物（一般送配電事業者及び配電事業者以外の者が維持し、及び運用する電線路その他の電気工作物であって、一般送配電事業者又は配電事業者が維持し、及び運用する電線路その他の電気工作物に電気的に接続されているものを含む。）とを直接に電気的に接続する地点（次項において「接続地点」という。）における最大の電力をいう。第四十五条の十九第二項第二号において同じ。）のうち小売電気事業、一般送配電事業、配電事業又は特定送配電事業（第三号において「小売電気事業等」という。）の用に供するためのもの（第二号及び第四十八条の二において「小売電気事業等用接続最大電力」という。）の合計が一万キロワットを超えることとする。

一～三　［略］

2　［略］

（電気の集約の方法）

第三条の四の二　法第二条第一項第十五号の二の経済産業省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一　発電用又は蓄電用の電気工作物を維持し、及び運用する他の者に対して電子情報処理組織等を使用して発電又は放電を指示する方法

二　電子情報処理組織等を使用した特定抑制依頼による方法

（特定卸供給事業に係る供給能力の要件）

第三条の四の三　法第二条第一項第十五号の三の経済産業省令で定める要件は、特定卸供給を行う者が供給能力を有する者（発電事業者を除く。）（以下この節において「他の者」という。）から集約する電力が千キロワットを超えることが見込まれることとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、それぞれ、各号に掲げる値が千キロワットを超えることが見込まれることとする。

一　小売電気事業の登録を受け、かつ、小売電気事業、配電事業又は特定送配電事業の用に供する電気のみを供給する場合（一般送配電事業者以外の者が維持し、及び運用する電線路その他の電気工作物であって、一般送配電事業者が維持し、及び運用する電線路その他の電気工作物に電気的に接続されているものを含む。）とを直接に電気的に接続する地点（次項において「接続地点」という。）における最大の電力をいう。第四十五条の十九第二項第二号において同じ。）のうち小売電気事業、一般送配電事業又は特定送配電事業（第三号において「小売電気事業等」という。）の用に供するためのもの（第二号及び第四十八条の二において「小売電気事業等用接続最大電力」という。）の合計が一万キロワットを超えることとする。

一～三　［略］

2　［略］

［新設］

［新設］

他の者から集約する電力の値から様式第一の最大需要電力の見込み（最大需要電力の見込みに変更があった場合には、様式第一の四の最大需要電力の見込み。）（以下この節において「直近需要電力値」という。）を除いた値

二　発電事業の届出をし、かつ、小売電気事業、配電事業又は特定送配電事業の用に供する電気のみを供給する場合　他の者から集約する電力の値から自己の消費及び発電のために使用する電力の値を除いた値

三　小売電気事業の登録を受け、発電事業の届出をし、かつ、小売電気事業、配電事業又は特定送配電事業の用に供する電気のみを供給する場合　他の者から集約する電力の値から直近需要電力値並びに自己の消費及び発電のために使用する電力の値を除いた値

（軽微な変更）

第三条の六　［略］

2　前項の規定は、次の各号に掲げる変更のいずれかに該当するものについては、適用しない。

一・二　［略］

三　沖縄県及び離島等（沖縄県に属するものを除く。）の需要に応ずるために必要な供給能力の確保に関するもの

3　［略］

第三条の七　［略］

2　法第二条の六第三項において準用する法第二条の三第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一　変更を必要とする理由を記載した書類

二　法第二条の六第三項において読み替えて準用する法第二条の五第一項第一号及び第三号に該当しないことを誓約する書面

3　［略］

（軽微な変更）

第三条の六　［略］

2　前項の規定は、次の各号に掲げる変更のいずれかに該当するものについては、適用しない。

一・二　［略］

三　沖縄県及び離島（沖縄県に属するものを除く。）の需要に応ずるために必要な供給能力の確保に関するもの

3　［略］

第三条の七　［略］

2　法第二条の六第三項において準用する法第二条の三第二項の経済産業省令で定める書類は、変更を必要とする理由を記載したものとする。

［新設］

［新設］

3　［略］